

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 住宅の安全性・環境性の向上
-----	-----------------

施策主管課	建築指導課	総合計画記載頁	131ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	16 快適な住環境を創出する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が良好な居住環境の中で、安全で環境にやさしい住宅で快適に暮らしています。
------	--------------------	----------------	----------------	---------------------	--

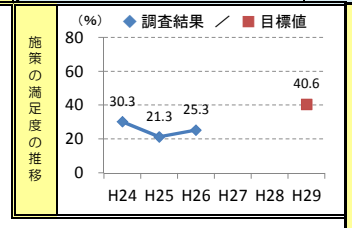
2 施策の取組状況

施策目標	市民が、安全で環境にやさしい住宅で生活を送っています。
------	-----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	住宅の耐震化率(%)	単年度目標値	86.4	87.6	88.8	90.0					A	施策の満足度(%)	調査結果	30.3%	21.3%	25.3%				
現状値			84.1%	実績値	85.5	86.8	88.1				目標値(H29)			40.6%	前年度からの増減		-9.0%	4.0%			
目標値(H29)			90%以上	単年度の達成度	98.96%	99.09%	99.21%														
指標2	住宅用太陽光発電システム設置家庭数(世帯)	単年度目標値	5,500	7,000	8,500	10,000	11,500	13,000		A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B	
		現状値	4,196世帯	実績値	5,486	6,776	8,099														
		目標値(H29)	13,000世帯	単年度の達成度	99.75%	96.80%	95.28%														
指標3	市民意識調査結果	単年度目標値								A	④ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B	
		現状値		実績値																	
		目標値(H29)		単年度の達成度																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]		
	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]		
	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況	
---------------------	--

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国において耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、全ての既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断及び耐震改修を行うよう務めなければならないこととなった。 東日本大震災を契機に、住宅の耐震化や再生可能エネルギーも含めたエネルギーの利活用に対して、国民の関心や意識が高まっていく。 平成26年7月に実施した市民及び事業者への意識調査結果によると、環境への負荷低減、快適な日常生活、安全で安心な生活環境などを重視する割合が5年前に比べて増えている。また、今後、取り組むべき環境施策として、再生可能エネルギーの普及促進などへの対策を求めている。 	総合評価	83点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 安全に配慮した住まいづくりの推進のため、住宅・建築物の耐震化促進、普及啓発事業を実施すると共に、住宅性能表示制度の利用促進や、建築士による住宅相談事業などの取組を進めている。その結果、住宅の耐震化率の向上に寄与した。 東日本大震災を契機とした身近なところでの再生可能エネルギーの確保・活用や、太陽光パネル価格の低下に伴う購買意欲の高まりなどにより、平成26年度の「住宅用太陽光発電システム設置家庭数」については、概ね目標値に近い伸びとなった。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 満足度が低いことについては、東日本大震災を契機に、住宅の安全性や環境性への関心は高まってきたが、震災の発生から4年が経過し、耐震化率が上昇し、安全性や環境性が向上したことにより、補助事業の対象となる市民が減少していることが要因であると考えられる。 	概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		事業の進捗状況	H26事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	木造住宅耐震診断補助金	○★	住宅の耐震化の促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	耐震診断等費用の一部補助	計画どおり	1,800	H18		住宅の耐震化率の向上を図り、市民の安全を守るため、広報紙や関係団体との連携による周知活動のほか、窓口相談、耐震アドバイザーの派遣、住宅団地での個別訪問などターゲットを絞った普及啓発に取り組む。
2	木造住宅耐震改修補助金	○★	住宅の耐震化の促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	耐震改修等費用の一部補助	計画どおり	32,459	H19		住宅の耐震化率の向上を図り、市民の安全を守るため、広報紙や関係団体との連携による周知活動のほか、窓口相談、耐震アドバイザーの派遣、住宅団地での個別訪問などターゲットを絞った普及啓発に取り組むとともに、耐震診断により耐震化の必要性があるとされた物件へのフォローアップを継続的に実施する。
3	建築士による住宅相談事業	★	建築士による住宅相談事業	住宅に関する悩み事を抱える市民	一級建築士による住宅相談会の実施	計画どおり	0	H14		居住ニーズ等の多様化に伴う市民の不安解消による良好な住環境の確保に向け、引き続き事業に取り組む。 なお、より一層の事業周知に向け、市民に対し各種広報活動を行い利用促進を図る。
4	省エネルギー機器の導入推進(住宅用高効率給湯器設置費補助金)	★	住宅の省エネルギー化の促進	市内に自ら居住する住宅に高効率給湯器を設置した者、または当該給湯器付き建売住宅を購入した市民	高効率給湯器に係る設置費の一部を補助	計画どおり	9,880	H21		家庭の省エネルギー化を継続して推進する必要があるが、「住宅用高効率給湯器」については、技術革新に伴う価格低下などにより広く普及してきたことから、「高効率給湯器設置補助」及び「太陽光発電システム設置補助」を含め、家庭全体におけるエネルギーマネジメント促進に向けた新たな支援方をまとめる。
5	再生可能エネルギーの利活用の推進(住宅用太陽光発電システム設置費補助金)	○★	住宅用太陽光発電システムの設置促進	市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置した者、または当該システム付の建売住宅を購入した市民	住宅用太陽光発電システムに係る設置費の一部を補助	計画どおり	100,223	H15		太陽光発電は、主要な地産地消エネルギー源として更なる導入促進が必要であることから、家庭での導入拡大を図るため、平成27年度は、引き続き住宅用太陽光発電システム設置費補助予定件数を維持するとともに、「高効率給湯器設置補助」の見直しと併せ、家庭全体におけるエネルギーマネジメント促進に向けた新たな支援方をまとめる。
6	民間建築物アスベスト除去等補助金			吹付けアスベストが施工されている民間建築物の所有者	含有調査費用の全額補助、除去等費用の一部補助	計画どおり	2,000	H21		市民の健康被害を未然に防止するとともに、良好な生活環境を確保するため、広報紙や関係団体との連携による周知活動のほか、建設リサイクル法に基づく届出時やパトロールなどの機会を活用し普及啓発に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆耐震診断を実施後、耐震性がないことが明らかになったにも関わらず耐震改修へ移行しないケースが見られる。 ◆平成27年度目標値の達成をより確実にするため、耐震化の必要性についての普及啓発の方法や、補助制度のより効果的な手法について検討を行うなどし、耐震化率の向上を図る必要がある。 ◆建築士による住宅相談事業について、周知広報の機会拡大や、広報紙・市ホームページ以外のルートを用いた対象者へのアプローチが必要である。 ◆エネルギーの有効活用や再生可能エネルギーの普及は、環境負荷の低減や安全で快適な暮らしの実現につながることから、社会情勢や技術開発の動向を踏まえながら、環境に配慮した住まいづくりを引き続き推進する必要がある。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆少子・高齢化の進展やライフスタイルの変化に対応しながら、安全で環境にやさしい住宅で快適に暮らしていけるよう、住宅における耐震化や環境負荷の低減に資する各事業を着実に推進していく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆安全に配慮した住まいづくりの推進 ⇒ 地震時における市民の安全を確保するため、住宅・建築物の耐震化を促進する事業を実施してきたところ、住宅耐震化率がH19の80.3%から、H26の88.1%に順調に上昇しているほか、耐震改修補助金の利用件数が増加傾向にあることや、東日本大震災以降の市民の耐震への関心の高まりを受けて、耐震化についての相談が増加していることから、補助内容の検討を行うなど、更なる住宅の耐震化率向上に向け、積極的に事業を推進していく。 ⇒ 建築士による住宅相談事業について、周知方法の見直しを図り、相談事業の利用を促進していく。</p> <p>◆環境に配慮した住まいづくりの推進 ⇒ 各家庭における省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策に直接寄与することから、震災を契機としたエネルギーの有効活用に対する機運を生かしながら、家庭全体におけるエネルギーマネジメント促進に向けた支援方をまとめていく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>